平成２４年（フ）第３４６号
埼玉県川越市大字木野目296番地９
破産者　藤崎　文子
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３１号
埼玉県秩父市蒔田283番地４
破産者　強矢　卓蔵
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第９０２号
横浜市港北区仲手原１丁目８番33―307号
破産者　福島　健一
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９８４号
横浜市緑区竹山３－２－２　竹山団地3210―1041小沢宅、住民票上の住所神奈川県藤沢市石川１丁目32番地の21　ハイツサムウェイ202号室
破産者　田中　由紀
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１４１号
神奈川県藤沢市善行団地４番６―202号
破産者　真下　剛志
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４４号
静岡県田方郡函南町平井80番地の１、破産手続開始決定時の住所静岡県沼津市下香貫柿原2806番地の４
破産者　鈴木啓三郎
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２９号
静岡県伊豆の国市韮山土手和田38番地、破産手続開始決定時の住所静岡県沼津市下香貫柿原2806番地の４
破産者　日吉　信世
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
静岡県沼津市西椎路398番地の３
破産者　杉山　昭久
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１７３号
静岡県三島市徳倉４―36―５―210、住民票上の住所静岡県沼津市志下430番地の２
破産者　笹原ふじ子
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１３２３号
愛知県尾張旭市南本地ケ原町２丁目126番地加庄マンション203号、開始決定時の住所名古屋市中区千代田４丁目８番３号　ライオンズシティ鶴舞1104号
破産者　見藤　信男
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５９０号
愛知県半田市南二ツ坂町１丁目４番地の４
破産者　上松塗装こと　上松　新一
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８８９号
名古屋市緑区鳴海町字大清水145番地
破産者　吉川吉兵衛
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０９号
名古屋市守山区花咲台１丁目313番地
破産者　渡邉　　順
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３６号
名古屋市守山区小六町21番９号　カシータス城下302号
破産者　瀧川　浩平
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３８号
名古屋市中区栄５丁目12番29号　東海伸銅ビル303号
破産者　猪俣　　彰
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７９５号
名古屋市西区平中町374番地の１　グレイス犬飼５Ａ号
破産者　藤岡　　立
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２１号
三重県名張市桜ケ丘3088番地46
破産者　森脇　淳徳
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第４号
三重県名張市桔梗が丘８番町１街区１番地６、破産手続開始決定時の住所三重県伊賀市東高倉2034番地の４
破産者　マルマスこと　長谷川元雄
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部